

東日本大震災による被災者、
DV・ストーカー行為・児童虐待等の被害者の人、
長期の入院・入所が見込まれる人へのお知らせ



住民票の異動をご検討ください

上記の人のうち、住民票の住所にお住まいでない人は、通知カードがお手元に届かない可能性がありますので、10月2日までに、住所の異動をご検討ください。

住民票を異動せずに通知カードを受け取ることもできます

下記に該当する人で、やむを得ない理由により住民票を異動できない場合、実際に住んでいるところ（居所）の登録手続きを行うことで、居所で通知カードを受け取ることもできます。

- 東日本大震災により被災し、住所地以外の場所へ避難している人
- DV、ストーカー行為、児童虐待等の被害者で、住所地以外の場所に居住している人
- 医療機関、福祉施設に入院・入所しており、通知カードが送付される10月中旬～11月末頃までの間を超える入院・入所が見込まれる人で、住所地に誰も居住していない人
- 上記以外の人で、やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない人

居所（住民票の住所以外で実際に住んでいるところ）の登録方法

- ①「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」に必要事項を記入してください。
申請書は、お近くの市区町村、総務省ホームページ、市ホームページなどで入手できます。
- ② **9月25日(金)（必着）まで**に、申請書と必要書類を住民票のある市区町村に郵送してください。
※住民票のある市区町村役場の窓口で直接出向いて居所登録を行うこともできます。
※市ホームページにも詳細を掲載しています。

居所として登録できる場所は、
ご本人が実際に住んでいるところになります。
ご家族の住所は登録できませんので、
ご注意ください。



- 居所の登録については、下記へお問い合わせください。
- マイナンバーについて、もっと詳しく知りたい！という団体や事業所には、職員が出向いて説明会を行うこともできますので、下記までお問い合わせください。

日田市マイナンバーお問い合わせダイヤル ☎ 228303

 次号は個人番号カードについてのお知らせだよ

☎市民課窓口サービス係 ☎ 228204（市役所1階）

平成27年10月からマイナンバー制度が始まります。



広報キャラクター「マイナちゃん」

教えて！マイナちゃん

連載 その3

マイナンバーの通知カードって何？

 通知カードとは

通知カードは、一人ひとりのマイナンバー（個人番号）をお知らせするカードで、住民票を有する全ての人に届けられるものだよ。
12桁のマイナンバーが記載されているよ。

 通知カードの届く時期と発送方法

通知カードは、10月中旬以降（予定）に郵便で届くんだ。
届くところは、みんなの住民票に記録されている住所で、簡易書留郵便（受取りのサインが必要で、転送されない郵便）で届くよ。
世帯単位で届くから、家族のどなたかが住んでいれば、家族みんなの分を受け取ることができるよ。

 通知カードの使い方

通知カードは、こんな場面で必要になるんだよ。
■個人番号カード（※1）の交付申請や受取りのとき
■マイナンバーの確認や申請書への記載を求められたとき
就職・転職（パートやアルバイトを含む）、出産育児、病気、年金受給等の手続きが必要だよ。

※1 個人番号カードは、平成28年1月から交付される顔写真入りのカードだよ。

 市民の皆様へ重要なお願い

- マイナンバーは、これからいろんな場面で使うことになるから、通知カードを無くしたり捨てたりしないよう、大切に保管してほしいんだ。
- 通知カードをみんなのところに必ず届けたいから、住民票の住所に家族がどなたも住んでいない人は、住民票の異動手続きを早めにしてほしいんだ。郵便の転送を設定している人も注意してね。



※カードサイズで素材は紙です。